

第2章 海上災害対策

第1節 海上災害の特徴

海上災害の特徴として、陸上で発生した災害に比べ、災害現場が特定しにくいこと、災害現場に近づくために船舶等を必要とすること、災害実態の把握や人命救助・捜索、消火活動に制約があること、気象や海象条件の変化などにより災害の態様が急変し、その対応に困難をきたす場合もあることなどが挙げられる。

また、海上災害は、国内船に限らず、外国船においても同様に発生し得るものであるが、その場合は治外法権や言葉の障害などにより、迅速かつ的確な対応を取り得ないことも考えられる。

さらに、海上災害は船舶における被害にとどまらず、海域の魚介類等の水産物や水質・大気・生物等の環境へ直接的な被害を与え、また、水産物の汚染等を介して間接的に人体へ被害を及ぼすことも懸念される。

海上災害は、海洋汚染事故と船舶の事故に大別され、それぞれ次のような発生態様がある。

第1 油等の流出

- 1 海上に流出した油等は、船舶の航行や風・潮流などの影響により、不整形の状態を示し、細長い帯状あるいは斑状となって断続的に漂流・拡散する。また、油の粘度等により拡散速度が異なる（一般的に粘度が低い油ほど拡散速度が速い。）。
- 2 流出油等による被害は、局地にとどまらず広範に拡大し、また、長期間にわたって影響を及ぼすことがある。
- 3 油等の性状等によっては、大気汚染や海面火災等の二次災害の危険性が高い。

第2 船舶の火災・爆発

- 1 船内は、一般的に構造が立体的で多層、狭隘かつ閉鎖的であり、通路も複雑である。また、規模・用途、乗船者数、積載物の種類・数量等も多種多様であり、発災時点での早期把握が困難であることから、消火・救助活動上の制約が多く、船舶の火災・爆発は多数の死傷者を伴う危険性がある。
- 2 船体は、開口部が少なく、ほぼ密閉された状態で火災の燃焼が続き、船内に熱気、濃煙が充満しやすく、消火・救助活動に支障をきたすことが多い。
- 3 船舶の爆発は、船内清掃中、整備作業中、荷役中等に発生する場合が多く、状況によっては、大規模火災へ拡大するおそれがある。

第3 船舶の衝突・座礁

- 1 船位の不確認、居眠り、見張り不十分などの人為的原因により、多く発生している。
- 2 港内及びその沿岸水域に集中して発生している。
- 3 危険物を積載したタンカー等が衝突・座礁した場合、爆発、火災又は危険物の流出による海洋汚染等を併発することがある。

第2節 市域に関する港湾区域、港湾施設等の現況

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所》

第1 広島港港湾区域

広島港港湾区域とは、次の区域をいう。（港湾法（昭和25年5月31日法律第218号）（昭和31年6月8日運輸省告示第326号、変更昭和45年10月14日広島県告示第870号））

観音崎、峠島南端及び似島南東端を順次結んだ線、同島地獄鼻、大カクマ島南端及び大カクマ島南端と沖山ノ鼻を結んだ線上、同南端から4,950メートルの地点を順次結んだ線、同地点から318度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに天満川昭和大橋、旧太田川舟入橋、元安川南大橋、京橋川御幸橋、猿猴川黄金橋各下流の河川水面。ただし、漁港法（昭和25年法律第137号）により指定された草津漁港及び五日市漁港の区域を除く。

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図

第2 港湾施設

1 航路

（単位：m）

名称	位 置	水深	延長	幅員	備 考
第一航路	第一号の地点から第四号の地点までを順次に結んだ線と第五号の地点から第八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 長森三角点（152メートル）（北緯34度20分37秒 東経132度29分58秒）から260度30分2530メートルの地点 二 長森三角点から245度30分2860メートルの地点 三 長森三角点から256度30分7060メートルの地点 四 長森三角点から256度10050メートルの地点 五 長森三角点から262度30分2820メートルの地点 六 長森三角点から254度30分3540メートルの地点 七 長森三角点から260度7090メートルの地点 八 長森三角点から258度10070メートルの地点	-11.0 ～ -14.0	7,400	300 ～ 400	港則法第11条に定める航路（港則法施行規則第8条の別表第2による。）
第三航路	廿日市木材港の沖 第四航路までの海面	-12.0	1,300	300	
第四航路	廿日市木材港 30,000D/Wバースの沖 1,500メートルまでの海面	-12.0	1,500	250	
第五航路	五日市-11m岸壁の沖 1,350メートルまでの海面	-12.0	1,300	250	
第六航路	出島-14m岸壁の沖 第一航路までの海面	-14.0	1,000	400	
廿日市航路	昭北新開物揚場前から佐方川河口までの海面	-3.0	1,300	60	
宇品内港泊地	西防波堤灯台と東防波堤灯台を結ぶ線で閉じられた海面	-4.0	—	—	

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図

2 施設状況

資料1「港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図」及び資料2「公共けい留施設の現況」のとおり。

3 利用状況

(1) 入港船舶種別表(令和4年度)

(単位: 隻・トン)

区 分	外航商船	内航商船	自動車航送船 (内外航含む)	その他	合 計
隻 数	1,116	25,640	16,423	237	43,416
総トン数	23,192,861	9,178,302	7,799,549	80,412	40,251,124

※ 商船とは、客船、貨客船、貨物船、貨物船(各種専用船及びコンテナ船を含む。)及び油送船をいう。

※ 外航とは、外国航路に就航している船舶を、内航とは、内国航路に就航している船舶をいう。

(2) 入港船舶階級別表(令和4年度)

(単位: 隻)

区 分	10,000 総 ト ン 以上	6,000 以 上 10,000 未満	3,000 以上 6,000 未満	1,000 以上 3,000 未満	500 以上 1,000 未満	500 総トン 未満	合 計
外 航	322	507	273	14	0	0	1,116
内 航	229	9	473	384	5,009	35,959	42,063
							43,179

(3) 船舶乗降人員(令和4年度)

(単位: 人)

乗込人員	上陸人員	計
710,878	712,853	1,423,731

(4) 大型旅客船の入港状況

資料3「大型旅客船の入港状況」のとおり。

第3 定期航路の就航状況

資料4「コンテナ等定期航路の就航状況」のとおり。

第3節 対象とする海上災害

《危機管理室》

本章で対象とする海上災害は、広島港港湾区域及びその周辺海域（以下「広島市海上区域一円」という。）等において、多数の死傷者又は避難者が発生し、災害応急対策や避難生活が大規模化・長期化するなど社会的影響が大きいと判断される次のような海上災害とする。

第1 大規模な油等流出（海洋汚染）

《災害対応上の特性》

- ・ 広島地区排出油等防除協議会との連携
- ・ 大規模な流出油等の防除・回収
- ・ 流出油等への引火、海面火災に対する警戒
- ・ 回収油等の処理（運搬、焼却・廃棄等）
- ・ 環境汚染対策、水産物被害対策
- ・ 沿岸住民の避難
- ・ 船舶の撤去・えい航

第2 船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没（海難事故等）

《災害対応上の特性》

1 旅客船の場合

- ・ 多数の負傷者等の救助活動及び医療・救護
- ・ 多数の行方不明者の捜索
- ・ 海上への燃料流出・拡散防止
- ・ 船舶の撤去・えい航

- 2 タンカーの場合
 - (1) 大規模な消火活動
 - (2) 積載油等の流出・拡散防止
 - (3) 流出油等への引火、海面火災に対する警戒
 - (4) 船舶の撤去・えい航

第3 その他の大規模な海上災害

第4節 災害予防計画

第1 大規模な油等流出事故の予防対策

《広島海上保安部、危機管理室、消防局警防課・南消防署》

1 排出油等防除協議会

広島湾において大規模な油等流出事故等が発生した場合の防除活動について、関係機関が必要な事項を協議・実施するため、次のとおり排出油等防除協議会が組織されており、本市もこの協議会に参画している。

区分	広島地区排出油等防除協議会	広島湾排出油等防除協議会連合会
対象区域	広島海上保安部の管轄区域内の海域のうち、広島県海域（大竹港を除く。）及びその隣接海域	広島湾
業務内容	1 排出油等防除計画の策定 ① 排出油等防除マニュアルの作成 ② 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の促進 ③ 排出油等の防除活動の実施の推進 2 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施 3 油処理剤の使用に関する事項 4 その他排出油等防除に必要な事項	1 合同防除活動の実施の推進 2 排出油等防除に係る自主基準の作成 3 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施 4 その他排出油等防除に関すること
資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則 資料6 広島地区排出油等防除協議会会則		

2 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

広島市海上区域一円における大規模な油等の流出に備え、関係機関（第5節第4を参照）が連携して次の対策を実施する。

項 目	実 施 内 容	実施機関
関係機関との協力体制の確立	1 大規模な油等流出事故等に備え、広島地区排出油等防除協議会を通じて関係機関との緊密な協力体制を確立する。 2 必要な資機材及び数量等をあらかじめ把握する。	広島海上保安部
油等防除訓練の実施	毎年1回以上、海上消防訓練にあわせて実施する。	広島海上保安部、 国、県、市及び関係機関
防除資機材等の整備	オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。	
資料7 海上流出油対策用資機材等の保有状況（広島港湾関係）		

第2 船舶火災の予防対策

《広島海上保安部、消防局警防課・予防課、南消防署》

- 1 広島市海上区域一円における船舶火災に備え、関係機関が連携して次の対策を実施する。

項 目		実施対象等	実 施 内 容	実施機関
消防設備の整備促進		第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカー並びに小型船舶	・消防設備の整備に関する指導及び取締り	広島海上保安部 消防局
海上火災予防運動の推進 (年2回、春・秋)		港内就航船舶及び旅客船、タンカー、漁船等	・消火設備及び火気管理状況の点検等 ・火災予防思想の高揚と防火についての注意事項の周知徹底 ・危険物荷役船舶の事故防止対策の徹底及びこれらに関連する活動・訓練	
海上消防訓練の実施 (毎年1回以上)		油槽船及び油槽所等の事故による火災及び離島火災を想定	・海上消防訓練 ・離島における火災に対する消防訓練	
摘要	1 第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカーとは、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）に規定する第1種船、第2種船、第3種船、第4種船及びタンカーをいう。 2 小型船舶とは、小型船舶安全規則に規定する総トン数 20 トン未満の船舶であって、国際航海に従事する旅客船以外のものをいう。			

- 2 消防局は、船舶火災における消防活動が円滑に行われるよう、必要な細部計画（災害対応マニュアル）を定めておくものとする。

第3 危険物積載船舶の保安対策

《広島海上保安部、消防局指導課・南消防署》

広島港に入港する危険物積載船舶の保安確保のため、次の対策を実施する。

項 目	内 容	実施責任者（根拠法令）
指示・命令・荷役規制	広島港に入港する危険物積載船舶の錨泊、けい留又は移動に当たり、保安確保のため必要な指示又は命令を行う。 港内の船舶ふくそう度、岸壁、栈橋等のけい留施設の現状等に応じ、栈橋・岸壁に荷役許容量を定め、これに基づいて荷役規制を行う。	広島港長 ・港則法 ・危険物船舶運送及び貯蔵規則
監視・指導	危険物荷役現場及び危険物積載船舶に、職員を随時派遣して、法令の励行状況を確認するとともに、荷役状況を監視及び指導する。	広島港長・消防局長 ・港則法 ・危険物船舶運送及び貯蔵規則 ・消防法

第4 船舶の安全運航の確保

《広島県広島港湾振興事務所》

- 1 港湾管理者は、船舶の安全な運航を確保するため、港湾区域及び管理する港湾施設を良好な状態に維持するものとする。
- 2 海上運送事業者等は、関係法令・規則等に基づき船舶の整備・点検を適切に実施するとともに、安全な運航に努めるものとする。

第5節 災害応急対策

第1 災害対策本部の体制

《危機管理室》

海上災害が発生した場合における本市の災害対応の体制は、災害対策本部の設置を基本とし、市災害対策本部長又は本部員は必要に応じて関係部局の体制を強化する。

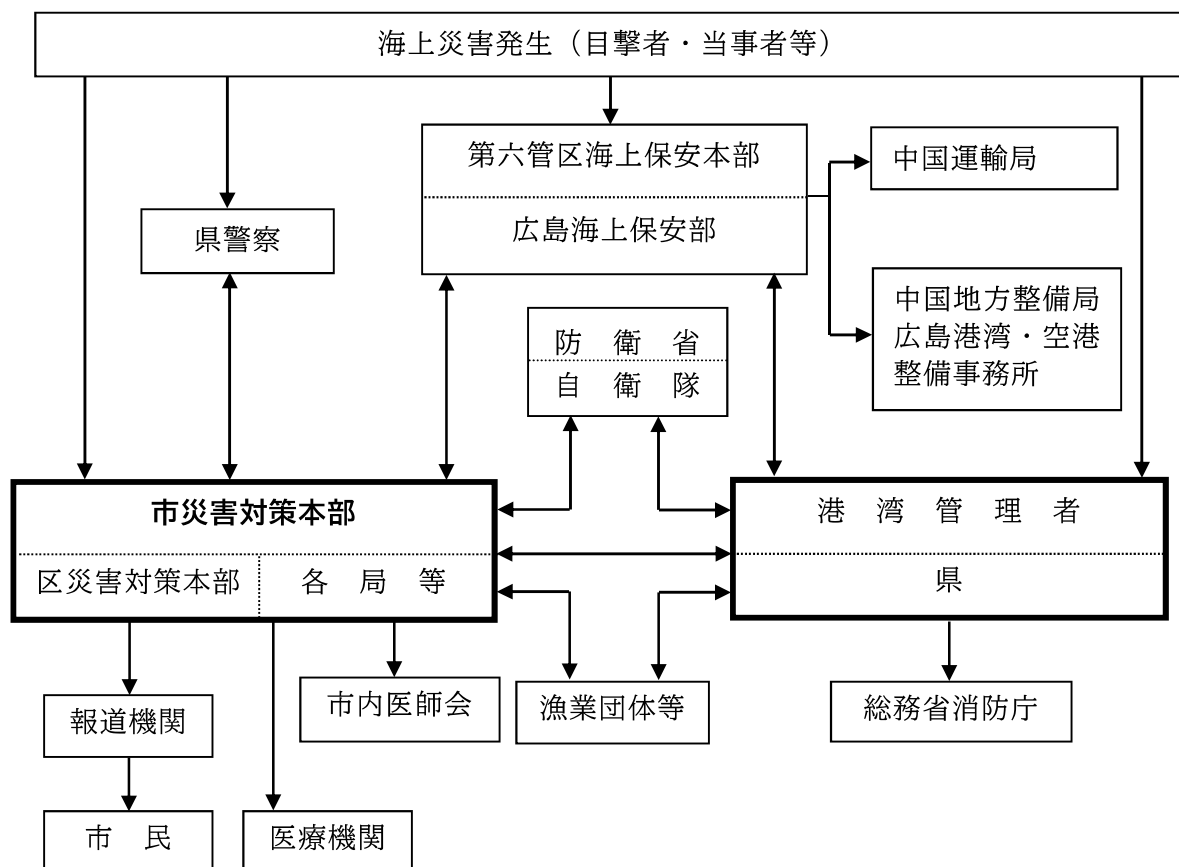
また、市災害対策本部長は、原則として、災害発生区に区災害対策本部を設置する。区災害対策本部長は必要に応じて関係部課の体制を強化する。

第2 応援要請

《危機管理室》

- 1 自衛隊の応援を必要とするときは、災害対策基本法及び自衛隊法の規定に基づき、市長は県知事に対し派遣要請を依頼する。
- 2 他の地方公共団体や民間団体等の応援・協力が必要と認められるときは、市長は災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定に基づき直接要請する。

第3 関係機関との情報連絡系統



第4 関係機関の災害応急活動

《危機管理室》

区 分	港湾管理者	船舶使用者	排出油等防除 協議会	広島海上 保安部	県	県警察	消防	市 災 害 対 策 本 部	区 災 害 対 策 本 部
現地指揮所の設置				○		○	○	△	
情 報 収 集	○	○	○	○	○	○	○	○	○
警 戒 区 域 の 設 定				○		△	○	○	○
人 命 救 助 ・ 捜 索		○		○	△	○	○	○	○
消 火 活 動		○		○			○		
避 難 誘 導		○		○	△	△	○		○
救 急 ・ 医 療 救 護		○		○	△		○	○	
海上交通の安全確保	○			○					
火気の使用制限等				○			○		
流出(漂着)油の防除	○	○	○	○	○		○	○	
回収油等の処理	○	○			○			○	
汚染水産物対策								○	
被災者の支援		○				△		○	○
群 衆 整 理						○			
道 路 交 通 整 理						○			
市 民 相 談						△		○	○

※ 表中の○印は本務として行う活動、△印は必要に応じて行う活動を示す。

※ 自衛隊等要請に基づき災害応急活動に当たる機関については、要請時に活動内容を調整する。

第5 大規模な油等流出対策

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、危機管理室、消防局警防課、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集

災害現場において活動を行う広島海上保安部、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要な情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

なお、排出油等防除協議会に総合調整本部が設置された場合には、市災害対策本部は、情報収集及び連絡調整を行うため、職員（消防局現地指揮者等）を派遣する。

※ 市災害対策本部における情報の収集方法・項目

ア 情報の収集方法

- ・ 船主、運航者、荷主、乗員等への確認
- ・ 広島海上保安部（排出油等防除協議会）への確認
- ・ 県への確認
- ・ 消防ヘリコプター、消防艇及び救助艇による情報収集 等

イ 情報の収集項目

- ・ 発生日時、場所及び付近の状況
- ・ 船籍、船名、種別、規模（トン数）、構造、船会社及び荷主
- ・ 流出油等の種類及び成分（引火性・毒性）
- ・ 全体の積載量及び流出量
- ・ 流出油等の拡散方向
- ・ 風向及び潮流等の気象・海象状況
- ・ 乗客・乗員数、要救助者、負傷者及び不明者の有無
- ・ 火災危険及び爆発危険の有無
- ・ 緊急措置の状況
- ・ 予想される防除活動の基準 等

(2) 情報の伝達

収集した情報により、流出油等が毒性を有するなど、二次災害の危険性が高い油等であることが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底するものとする。

2 流出油等及び海面の監視

広島市海上区域一円に流出油等による影響があると認められるときは、次により流出油等の監視を行うものとする。

(1) 消防ヘリコプターは、上空からの海面監視を行う。

(2) 消防艇及び救助艇は、海面監視を行うとともに、関係者等から情報を収集し火災の発生や油等処理・回収作業に備える。

なお、消防局は、流出油等の拡散等に応じて、消防隊を現地に応援出動させる。

(3) 区災害対策本部は、流出油等の拡散等に応じて、必要な沿岸区域へ職員を派遣して海面監視を行う。

3 火災に対する警戒等

流出油等による海上火災のおそれがある場合には、次の措置を講じるものとする。

内 容	要 件	対象者	実 施 者 (根拠法令)
喫煙又は火気取扱の制限・禁止	港内に引火性の液体が浮遊している場合において、火災の発生のおそれがあると認めるとき。	当該水域にある者	広島港長 (港則法第37条第2項)
火気の使用制限・禁止 退去・進入中止	排出された危険物による海上火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるとき。	火災が発生するおそれがある海域等にある者	広島海上保安部長 (海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の5)
火災警戒区域の設定及び火気の使用禁止 退去・出入禁止・出入制限	流出等の事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき。	火災警戒区域内にある者	消防局長、消防署長(吏員)、警察署長等 (消防法第23条の2)

4 臭気及び大気汚染調査《環境局環境保全課、各区》

流出油等の気化、海上火災による臭気(毒性)及び大気汚染等が認められるときは、次により対応するものとする。

(1) 海面監視に派遣された職員は、自ら周辺に異常な臭気があるかどうかを確認するとともに、住民等からの情報収集を行い、その結果を区災害対策本部へ報告する。

(2) 区災害対策本部は、臭気に関する情報の収集を行い、市災害対策本部(情報班各区担当)へ報告する。

(3) 臭気調査によって、臭気が確認されたときには、環境局は、必要に応じて臭気の拡散状況の把握及び大気汚染の状況の調査を行い、大気汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあるときは、市災害対策本部(情報班各局担当)へ報告する。

5 流出油等の防除、処理及び回収《広島海上保安部、危機管理室、消防局警防課・南消防署》

(1) 排出油等防除協議会等との連携

消防局現地指揮者は、排出油等防除協議会からの情報収集及び連絡調整を行う。

また、必要に応じて、関係者等から油等の成分や性質等を聴取するとともに、効果的な回収・処理方法について広島海上保安部等と協議を行う。

(2) オイルフェンスの展張、流出油等の処理等の実施

ア オイルフェンスの展張、流出油等の処理等に際しては、排出油等防除協議会(総合調整本部)において関係機関と連絡調整が行われ、活動方針が決定されることから、この活動方針に従い、同協議会と連絡調整を行いながら活動する。

イ 防除活動は、各機関の固有の指揮系統の下に実施するものとし、消防局は保有するオイルフェンスの展張、油処理剤、油吸着材の散布を行う。

なお、油処理剤の散布は、水産資源の育成環境等に影響を及ぼすことから、必ず関係漁業協同組合の同意を得たうえで行うとともに、散布の量に注

- 意を要する。
- 6 回収油等の処理・運搬《環境局業務第一課・産業廃棄物指導課》
回収油等の処理は、原因者が実施することが原則であるが、原因者が特定されない等やむを得ないときは、広島海上保安部、県（港湾管理者）及び排出油等防除協議会等との協議のうえ、次により回収油等の処理を行うものとする。
- (1) 環境局は、焼却処理可能量、産業廃棄物処理業者等の受入れ可能量及び運搬方法、その他処理に必要な事項を検討して、回収油等処理計画を策定する。
このとき、陸揚げされた油の一時保管が必要なときは、一時保管場所の確保に努める。
- (2) 環境局は、処理が困難又は所管工場の処理能力を超える場合には、県（環境県民局）と協議し、近隣市町等への応援要請等の措置を講じる。
- 7 水質汚染状況の把握及び水産物対策《健康福祉局保健部、環境局環境保全課、経済観光局水産課》
- (1) 水質汚染状況の把握及び広報
水質汚染等が発生し、水産物に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、次により対応するものとする。
- ア 環境局は、健康福祉局及び経済観光局と連携し、必要に応じて水質汚染の状況の把握・監視及び検査等を行い、市災害対策本部（各局担当班）に報告する。
- イ 環境局及び経済観光局は、水質汚染状況の広報を行い、港湾・漁港利用者や市民への注意喚起等を図る。
- (2) 漁業団体及び民間施設等への情報提供
ア 経済観光局は、関係漁業協同組合に対して、情報の提供及び収集を行う。
- イ 経済観光局等の関係局及び区災害対策本部は、沿岸部に所在する関連の民間施設等に対して、情報の提供及び収集を行う。
- (3) 汚染水産物の流通防止
ア 健康福祉局は、魚介類販売店やスーパー等に対して、食品衛生に係る監視・指導を強化し、汚染が疑われる水産物の流通を防止するとともに、広報車やチラシ、報道機関等を通じ、市民への注意喚起等の広報を行う。
- イ 経済観光局は、水産荷受会社、仲卸業者等に対して、汚染が疑われる水産物の排除等を指導し流通を防止する。
- 8 市民への情報提供及び市民等相談窓口の開設《企画総務局広報課・市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室、消防局予防課》
- (1) 市（区）災害対策本部は、収集した情報、臭気調査結果など市民への迅速かつ適切な情報提供を行うものとする。
- (2) 市（区）災害対策本部は、必要に応じて臭気・大気汚染及び健康被害等に関する市民等相談窓口を開設する。
- 9 避難指示《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》
流出油等の漂着及び気化等により、沿岸住民等に健康被害が生じると認められる場合には、区長は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、避難者の人数や被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設し、沿岸危険区域内の住民等に対して避難指示を発令するとともに、適切な避難誘導を行うものとする。
- 10 災害ボランティアとの連携《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課》
本市沿岸部へ油等が漂着し、災害ボランティアの活動支援が必要であると認めるときは、市民局は、市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催を要請するものとする。
- 11 防除活動経費の請求《危機管理室》
市災害対策本部は、同本部の防除活動全般に係る物件費及び人件費等の経費を、油濁損害賠償保障法に基づき、原因者に対して請求するものとする。

第6 海難事故等対策

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、危機管理室、消防局警防課・予防課・南消防署、企画総務局広報課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

1 情報の収集・伝達及び広報

(1) 情報の収集

災害現場において活動を行う広島海上保安部、消防等の各機関は、応急対策の実施に必要となる情報を迅速に収集するとともに、収集した情報は共有できるよう連携を図るものとする。

※ 市災害対策本部における情報の収集方法・項目

ア 情報の収集方法

- (ア) 船主、運航者、乗員への確認
- (イ) 広島海上保安部への確認
- (ウ) 県への確認
- (エ) 広島港さん橋管理事務所への確認
- (オ) 消防ヘリコプター、消防艇及び救助艇による情報収集 等

イ 情報の収集項目

- (ア) 発生日時、場所及び付近の状況
- (イ) 船籍、船名、種別、規模（トン数）、構造、船会社及び荷主
- (ウ) 出火場所（船艙、客室、船員室、機関室等）及び火災規模
- (エ) 乗客・乗員数、要救助者、負傷者及び不明者の有無
- (オ) 風向及び潮流等の気象・海象状況
- (カ) 衝突・座礁、沈没事故の場合における火災危険及び爆発危険の有無 等

(2) 情報の伝達

収集した情報により、危険物の積載等、二次災害が発生する危険性が高いことが判明した場合には、直ちにその旨を現場活動職員へ周知し、現場の安全管理を徹底するものとする。

(3) 広報活動

海難事故等（船舶の火災・爆発、衝突・座礁、沈没）は、社会的影響が大きく、また、安否確認等全国的な情報発信が必要であることを踏まえ、市（区）災害対策本部は、関係機関及び報道機関と連携して迅速かつ適切な広報活動を行うものとする。

2 迅速かつ効率的な人命救助・捜索、消火活動

(1) 広島海上保安部、消防等は、災害現場における人命救助・捜索、消火活動を迅速かつ効率的に実施するため、原則として合同の現地指揮所を設置し、共有する情報を基に現場活動方針等を協議・確認するなど連携体制を確保する。

(2) 合同の現地指揮所は、災害現場が全般的に把握できる場所や搬送拠点に使用するけい留施設等の直近など、海上との連携が取りやすい場所に設置する。

(3) 警察は、交通規制により緊急交通路を確保するなど、現地活動が円滑に行える体制を確保するものとする。

(4) 船舶火災における指揮権は、広島海上保安部と広島市との相互応援協定（消防業務協定）に基づくものとする。

3 警戒区域の設定

海難事故等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その区域の住民等の保護のため必要と認めるときは、市（区）長又は広島海上保安部長は、警戒区域を設定するとともに、船艇及び航空機等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止を行うものとする。

4 救護所の設置と医療救護班の活動《健康福祉局医療政策課》

(1) 多数の負傷者が一度に発生し、又は発生すると見込まれた場合は、保健医療担当局長は、区災害対策本部と協議し、必要に応じて救護所を設置する。なお、沖合で事故等が発生した場合には、消防艇その他の船舶により負傷者等の往復搬送を行うことから、搬送拠点として使用するけい留施設等の直近に救護所を設置するものとする。救護所が設置された場合、区災害対策本部長は住民に対して救護所開設の広報を行う。

医療救護班の編成にあつては、地方独立行政法人広島市立病院機構に協力を要請し、災害時における医療・助産活動を実施する。

- (2) 市の医療救護班ではその活動が十分に行えない場合は、県へ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を行う。

5 トリアージの実施《健康福祉局医療政策課、消防局警防課・救急課、各消防署》

- (1) 多数の死傷者が発生すると見込まれた場合は、救護所において、医師及び救急隊員が連携してトリアージ（多数の死傷者が同時に発生した場合、緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うために、死傷者の治療等の優先順位を決定すること。）を実施し、その結果に応じて救急搬送を行うものとする。
- (2) 消防局は、広島県救急医療情報ネットワークシステムなどを利用したリアルタイムな医療情報の収集を図るとともに、健康福祉局及び医療機関と連携し、救急搬送体制を確保するものとする。

6 避難場所等の開設等《企画総務局市民相談センター、各区区政調整課・地域起こし推進課、危機管理室》

(1) 避難場所等の開設等

ア 区長は、船舶の乗客等多数の被災者の一時収容が必要であると認めた場合は、基本・風水害対策編「第2章 災害予防計画、第6節 避難体制の整備」に定める指定緊急避難場所一覧表等の中から、被害の状況に応じた安全な避難場所等を開設するとともに、適切な避難誘導や被災者に対する給水・給食、毛布・日用品の貸与等の救援活動を行うものとする。

イ 市（区）災害対策本部は、必要があると認めた場合は、市民等相談窓口を開設し、市民等から寄せられる安否情報の問い合わせ等に対応するものとする。

(2) 外国人に対する対応

ア 市災害対策本部（統制・検討班）は、人命の危険があり、救助・避難のために入国審査等を終えていない外国人を緊急上陸させたときには、広島出入国在留管理局（082-221-4412）へ連絡するとともに、必要に応じて出入国在留管理局職員の現地出向を要請するものとする。

イ 区災害対策本部は、県警察等と協力し外国人の安全確保を行い、必要に応じて指定緊急避難場所等への避難誘導を行うものとする。このとき、外国人が日本語を理解できない場合には、通訳者の手配を行う。

第7 海上交通の安全確保

《広島海上保安部、広島県広島港湾振興事務所、危機管理室》

海上交通に著しい危険を及ぼす海難事故等が発生した場合は、海上交通の安全を確保するため、市災害対策本部は、次の措置を講じるよう要請する。

1 県知事（港湾管理者）による安全確保

項 目	内 容	根拠法令
漂流物、廃船その他の航路障害物の除去	港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去等に努めるとともに、港湾施設の利用者（原因者）に回復措置を求める。	港湾法第34条 （第12条を準用）

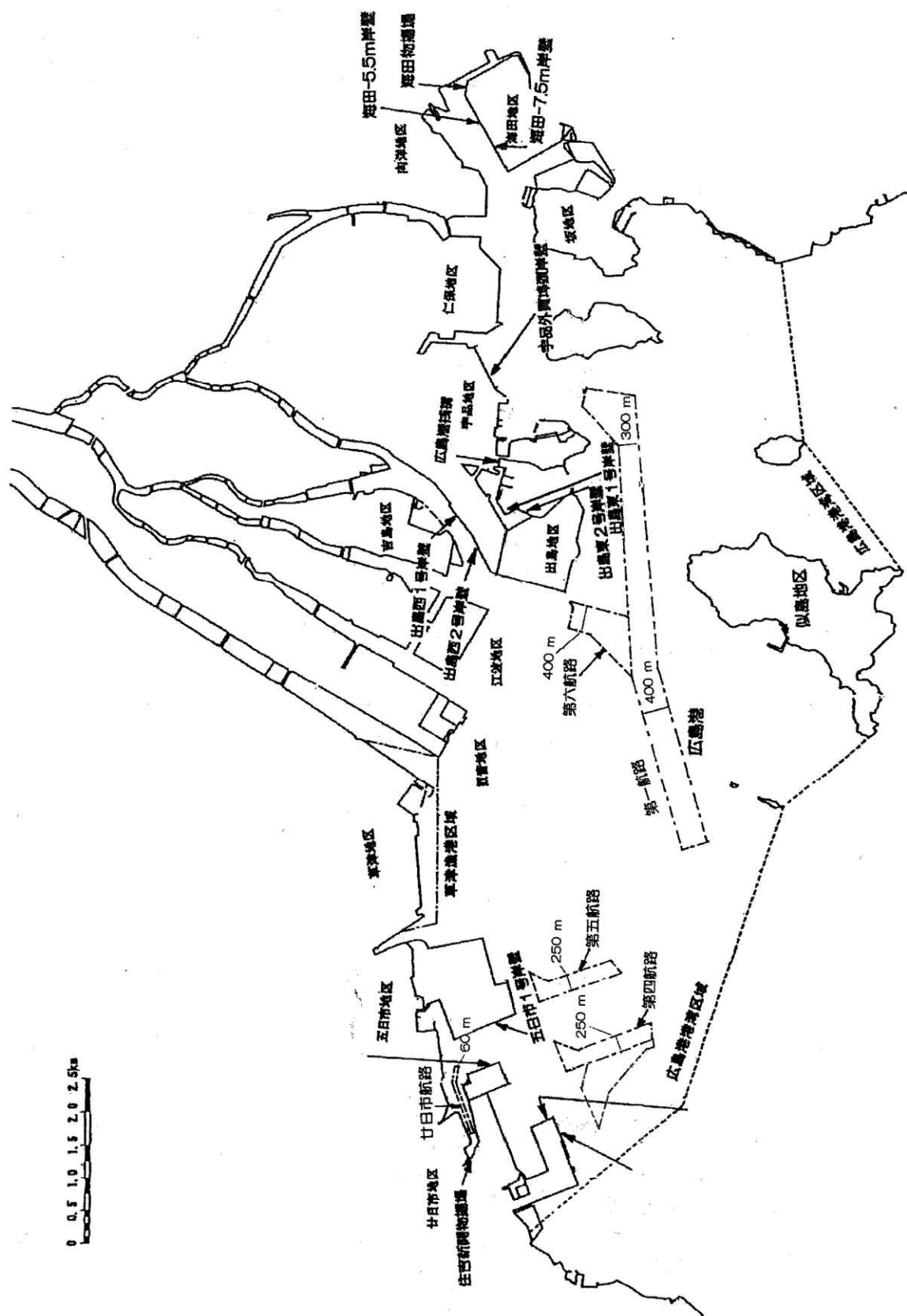
2 広島海上保安部長（広島港長）による安全確保

項 目	内 容	根拠法令
船舶交通の整理・指導	船舶交通にふくそうが予想されるときに、必要に応じて巡視艇等により船舶交通の整理及び指導を行う。	
漂流物、沈没物その他の航路障害物の除去	漂流物、沈没物その他の物件が船舶交通を阻害するおそれがあるときは、当該物件の所有者等に対し、これらの除去を命じることができる。	港則法第25条
船舶交通の制限等	船舶交通の安全のため必要があるときは、船舶交通を制限し、又は禁止することができる。	港則法第39条
航行警報の周知	航路障害物の発生、航路標識の異状など船舶交通に安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき、又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに航行警報を行うとともに、必要に応じて水路通報により周知する。また、大量の油流出等により、船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすと認められるときは、航行警報等、安全通報並びに船舶又は航空機による巡回を行い、速やかに周知する。	

3 事故船舶等の撤去

座礁又は沈没船等の撤去については、船主がその責務を有することから、市災害対策本部は、広島海上保安部などを通じて船主に対して撤去を要請する。

資料1 港湾区域、航路及び公共けい留施設の位置図



資料2 公共けい留施設の現況

令和5年4月1日現在

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船 標準値 D/W	船席数 バース	
海田・坂	海田－7.5m岸壁	650	-7.5	5,000	5	
	海田－5.5m岸壁	750	-5.5	2,000	8	
	海田物揚場	212	-4.0	500		
	森山北1号物揚場	20	-2.0			
	森山北2号物揚場	225	-2.0			
	森山北浮棧橋	114	-2.0			
	坂浮棧橋（PBS）	116	-6.5			
向洋・仁保	柞木物揚場	95	-0.5			
	仁保物揚場	32	-0.5			
	丹那物揚場	117	-1.0			
船越	船越物揚場	200	-2.0			
宇品	宇品外貿ふ頭岸壁	1,005	-10.0	15,000	5	
	宇品外貿ふ頭ドルフィン	155	-10.0			
	宇品中央物揚場	24	-4.0			
	通船棧橋	60	-4.0			通船用
	事務所前棧橋	35	-4.0		2	工事監督用
	御幸松物揚場浮棧橋	292	-3.5			
	御幸松防波堤物揚場	30	-3.5			
	広島港棧橋（1号）	124	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港棧橋（1号）	48	-4.0	1000G/T		フェリー用
	広島港統合棧橋	137	-4.0～-6.0			旅客用
	広島港第4棧橋（直轄棧橋）	300	-4.0～-6.0	5000G/T		旅客用
	広島港第4棧橋 （島嶼部フェリー棧橋）	140	-4.0			フェリー用
	元宇品東物揚場	333	-3.0			
	元宇品浮棧橋	80	-3.0			旅客用
	元宇品2号浮棧橋	75	-3.0			
出島	出島－14m岸壁	330	-14.0	50,000	1	コンテナ用
	出島－7.5m岸壁	150	-7.5	5,000	1	
	出島－7.5m岸壁	150	-7.5	5,000	1	
	出島－5.5m岸壁	130	-5.5	2,000	1	
	出島東1号岸壁	160	-7.5	5,000	1	
	出島東2号岸壁	180	-4.5	700	3	
	出島西1号岸壁	480	-4.5	700	8	
	出島西2号岸壁	685	-5.5	2,000	7	
吉島	ポートパーク広島北エプロン	197	-2.0			モーターボート・ヨット用
	ポートパーク広島南エプロン	100	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP 広島A～Xバース	4,430	-2.0			モーターボート・ヨット用
	BP 広島一時係留棧橋	66	-2.0			モーターボート・ヨット用
江波	江波南浮棧橋	30	-2.3			
観音	浮棧橋C～Gバース	1,186	-7.0			モーターボート・ヨット用
	ビジター棧橋	347	-7.0			モーターボート・ヨット用
	サービス棧橋	100	-7.0			デイングー・ヨット用
	デイングー棧橋	60	-7.0			デイングー・ヨット用
	マリーナ物揚場	85	-3.0			モーターボート・ヨット用
	観音旅客浮棧橋	98	-7.0			旅客用
似島	似島棧橋	95	-3.8		2	フェリー用（港内）
	似島学園前棧橋	75	-3.5		3	フェリー用（港内）
	似島家下－2m物揚場	44	-2.0			
	似島大黃浮棧橋	60	-2.0			
	似島西浮棧橋	20	-3.0			
	似島物揚場	36	-2.0			

地区名	施設名	けい留施設				摘要
		延長 m	前面水深 m	けい船標準 値 D/W	船席 数 バー ス	
五日市	五日市地区岸壁（－12 m）	270	-12.0	30,000	1	耐震強化岸壁
	五日市地区岸壁（－11 m）	190	-11.0	18,000	1	
	五日市1号岸壁	390	-7.5	5,000	3	
	五日市2号岸壁	450	-5.5	2,000	5	
	五日市3号岸壁	70	-4.5		1	
	五日市PBS	583	-2.0			モーターボート・ヨット用
廿日市	廿日市木材港1号けい船杭	240	-12.0	30,000	1	
	廿日市木材港2～4号けい船杭	585	-10.0	15,000	3	
	昭南岸壁	351	-10.0	15,000	2	
	廿日市－7.5 m岸壁	190	-7.5	5,000		
	住吉新開物揚場	122	-3.0			
	桜尾新開物揚場	43	-1.0			
	昭南新開物揚場	351	-2.0			
	昭北新開物揚場	140	-3.0			
	昭北新開2号物揚場	140	-4.0			
	昭北1号浮桟橋	50	-4.0			
	廿日市BP	917.5	-5.0			モーターボート・ヨット用

※ D/Wとは載貨重量トン数を、G/Tとは総トン数を示す。

資料3 大型旅客船の入港状況

区 分	外 航		内 航		計
	隻数	最大船舶（総トン数）	隻数	最大船舶（総トン数）	
平成27年度	25	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	7	ぱしふいっくびいなす 26,594	32
平成28年度	38	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	13	飛鳥Ⅱ 50,142	51
平成29年度	41	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	7	ぱしふいっくびいなす 26,594	48
平成30年度	40	クァンタム・オブ・ザ・シーズ 168,666	8	飛鳥Ⅱ 50,142	48
令和元年度	50	ダイヤモンドプリンセス 115,875	7	飛鳥Ⅱ 50,142	57
令和2年度	—	—	2	ぱしふいっくびいなす 26,594	2
令和3年度	—	—	2	にっぽん丸 21,903	2
令和4年度	5	ウエステルダム 82,348	9	飛鳥Ⅱ 50,142	14

資料4 コンテナ等定期航路の就航状況

a 海外定期航路

令和5年4月1日現在

航路	船会社	開設年月	便数	寄港地	左の航路を利用 しての主な 輸出入先
韓国航路	SINOKOR (長錦商船) HEUNG A LINE (興亜ライン)	1990.3	2/週 (月・木)	釜山	韓国
	Pan-Continental Shipping (汎州海運)	2001.8	1/週 (火)	釜山、蔚山	韓国、中国、 東南アジア
	カメラライン	1996.4	2/週 (火・金)	釜山	韓国
	Namsung (南星海運) CK LINE (天敬海運) KMT C (高麗海運)	2021.12	1/週 (土)	釜山	韓国
	KMT C (高麗海運)	1995.4	1/週 (木)	釜山	韓国、中国、 東南アジア、 インド、中東 方面
			1/週 (水)	釜山、浦項、蔚山	
中国航路	Kambara Kisen (神原汽船)	2003.3	2/週 (火・水)	大連、青島、寧波、 上海、天津、新港	中国、東南アジ ア、南アジア、 中東、豪州
		1996.1	1/週 (土)	上海	
	Minsheng (民生輪船)	2002.2	1/週 (水)	大連、天津、 新港、青島	中国(華北部)
		2001.12	1/週 (土)	上海	中国(長江流 域、沿岸部)、 台湾
		2005.9	1/週 (水)	上海	
	Taicang Container Lines (太倉港コンテナ 海運)	2020.10	1/週 (土)	太倉、南京	中国(長江流 域)
台湾・香港 航路	WAN HAI LINES (ワンハイラインズ)	2009.10	1/週 (土)	基隆、台中、 高雄、香港	台湾、香港
北米航路	EARSTERN CAR LINER (イースタン・カーライナー)	2005.9	1/月	エバレット、ロン グビーチ、バンク ーバー	アメリカ合衆国、 カナダ

b 国際フェリー

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	左の航路を利用する主な輸出入先
阪神	マツダロジスティクス 井本商運	5/週 (月・水・木・金・土)	1980.5	神戸、 大阪	中国、東南アジア、南北アメリカ、 ヨーロッパ、地中海、西アジア、ア フリカ、豪州 等
阪神	OOCL	2/週 (火・木)	2009.3 2009.5	神戸	福山、今治、松山、岩国、中関、徳 山等を経由
阪神	OOCL	1/週 (土)	2009.5	神戸	ひびき、宇部、門司等を経由

c 国内定期航路

航路	船会社	便数	開設年月	寄港地	備考
千葉	マツダロジスティクス	3/2 週 (月・水・金)	1989.7	広島、千葉	
関西・中部	マツダロジスティクス	2/週 (月・金)	2016.5	中関、堺、 衣浦、四日市	
東北・関東 中部・九州	トヨフジ海運	1/2 日 (一)	—	名古屋、坂出 or 松 山、新門司、田原、 横浜、川崎、仙台	
関東・中部 九州	日藤海運	1/週 (一)	—	追浜、川崎、名古屋、 豊橋、坂出、玉島、 荏田、神戸	
東北・関東 中部・九州	トヨフジ海運	1/2 日 (一)	—	名古屋、坂出 or 松 山、新門司、田原、 横浜、川崎、仙台	

d 旅客航路

航路	経営者	便数	就航船型
広島～宮島（ランチ・ディナークルーズ）	瀬戸内海クルーズ(株)	1	旅客
広島～プリンスホテル前～宮島（厳島港）	瀬戸内シーライン（株）	8	高速
広島～沖美（三高）	瀬戸内シーライン（株）	14	フェリー
広島～能美（高田・中町）	瀬戸内シーライン（株）	20	高速
広島～江田島（切串）	上村汽船（株）	22	フェリー
広島～江田島（切串・小用）	瀬戸内シーライン（株）	20	高速
広島～呉（呉港）～松山	石崎汽船（株）、瀬戸内 海汽船（株）	10	フェリー
		9	高速
広島～似島	似島汽船（株）	13	フェリー
広島（市営桟橋）～プリンスホテル前～金輪島	（有）金輪島会	11	旅客

資料5 広島湾排出油等防除協議会連合会会則《第六管区海上保安本部》

（目的）

第1条 広島湾（広島及び呉海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物質の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれがある海域が、広島地区排出油等防除協議会、呉地区大量排出油等防除協議会及び岩国（周東・大竹）地区排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）

第2条 会の名称は「広島湾排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）

第3条 連合会は、次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。
- (4) その他排出油等防除に関すること。

（組織）

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安本部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の連携の推進に関すること。
 - (2) 連合会の事業計画に関すること。
 - (3) その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）

第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、広島湾排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

- 2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
- 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、広島県及び山口県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
- 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
- 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4号各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
- 3 地区会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

第10条 連合会会長は、広島湾において大量の油又は有害液体物資の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出油事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

- 2 応援を行う他の連合会会員の防除活動に要した経費の求償及び防除活動のために受けた災害の補償については、所属の連合会会則に定めるところによる。

(広島湾外への応援のための出動調整)

第11条 連合会会長は、広島湾外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成10年6月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年12月4日から施行する。

資料6 広島地区排出油等防除協議会会則《広島海上保安部》

第1章 総則

（目的）

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「法という。」）第43条の6に基づく協議会として、広島地区（広島港及び付近海域をいう。以下同じ。）における排出油等の防除に関する事項を協議し、これを推進することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 前条の協議会は、「広島地区排出油等防除協議会」（以下「地区協議会」という。）という。

（地区協議会の業務）

第3条 地区協議会は次の各号の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準の作成
 - ① 排出油等防除マニュアルの作成
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、船艇及び防除資材の動員
 - ハ 出動船艇相互の通信連絡
 - ニ その他必要事項
 - ② ①に基づく排出油等の防除活動に必要な資材の整備の推進
 - ③ ①に基づく排出油等の防除活動の連携の推進
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施
- (4) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

（組織）

- 第4条 地区協議会は、別表に掲げる機関で組織し、会長、幹事及び会計監事をおく。
- 2 会長は、会務を統括し、広島海上保安部長をあてる。
 - 3 幹事は、会長が会員から指名した者をあてる。
 - 4 会計監事は、幹事の互選とする。
 - 5 会長は、排出油等の防除に関する技術的事項の調査及び事故発生時における技術的事項に関する助言を得るため、技術専門委員会をおくことができる。
 - 6 技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者を地区協議会の同意を得て、会長が委嘱する。

（会議）

- 第5条 会議は、定例会議、臨時会議及び幹事会とし、会長が招集する。
- 2 定例会議は、年1回開催する。
 - 3 臨時会議、幹事会は、会長が必要と認める場合、開催する。

第2章 排出油等の防除活動

（情報の提供）

第6条 会員は、大量の油若しくは有害液体物質が排出した、又は排出のおそれがある場合、速やかにその情報を会員に通知するものとする。

（排出油等の防除活動）

第7条 会員は、法第39条各項により、排出油等の防除活動を行うものとする。この場合において、会員は、各会員の指揮系統のもと、当該活動を行うものとする。

2 会員である国、地方公共団体及びその機関は、固有の事務又は法第41条の2に基づく要請により、排出油等の防除活動及び二次災害の防止対策を実施するものとする。

3 会員は、排出油等により自衛が必要と認められた場合、排出油等の防除活動及び二次災害の防止措置を講じるものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第8条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出した、又は排出のおそれがある場合、総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や防除措置の状況の周知に努めるとともに、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な調整を行うものとする。

2 第7条により防除活動を実施する会員は、前項の総合調整本部が設置された場合、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（訓練）

第9条 地区協議会は、排出油等の防除にかかる会員の防除活動を演練するため、共同訓練（図上演習を含む。）を毎年1回以上行うものとする。

（求償事務）

第10条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、各会員毎に処理することを原則とする。

（災害補償）

第11条 防除活動を実施した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合の災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

第3章 雑則

（資料の提出）

第12条 会員は、3月末現在における次の各号の資料を4月10日までに会長に提出する。

- (1) 施設、機材の整備・保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号及びFAX番号）
- (3) その他必要事項

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第13条 地区協議会は、法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合、広島地区にかかる法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べることができる。

（会則に関する協議）

第14条 地区協議会は、この会則に疑義が生じた場合又は定められていない事項について協議の必要がある場合、第5条の会議を経て決定するものとする。

（経費等）

第15条 地区協議会の運営に必要な経費は、会員（国、地方公共団体及びその機関の会員を除

く。)が協議のうえ、徴収する会費をもってあてる。

ただし、国、地方公共団体及びその機関の各会員は、その負担を免除する。

- 2 地区協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日までとする。
- 3 年度毎の会計に関する会員への報告は、会計監事による会計監査を受けて行うものとする。
- 4 会計事務は、海上保安協会広島支部が行うものとする。

(排出油等防除マニュアル)

第16条 地区協議会は、本会則第3条第1号①に基づき、同第6条から第8条の排出油等の防除活動に必要な事項を排出油等防除マニュアルに定めるものとする。

- 2 会員は、前項のマニュアルに記載する事項に変更を認めた場合、速やかに地区協議会の庶務に通知するものとする。
- 3 会長は、速やかに前項変更事項を会員に通知する。

(庶務)

第17条 地区協議会の庶務は、広島海上保安部警備救難課において行うものとする。

附 則

この会則は、昭和50年6月11日から施行する。

附 則

この会則は、昭和59年7月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月28日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年5月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年7月6日から施行する。

排出油等防除マニュアル

第1編 排出油等の事故発生後の措置

1 広島海上保安部への通報

(1) 通報者（法第38条各項〔第6項を除く。〕）

- 油又は有害液体物質（以下「油等」という。）等を排出させた、又は排出させるおそれがある船舶の船長
- 油等を排出させた、又は油等の排出のおそれのある保管施設の管理者
- 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にいるときは当該船舶の船長）
- 排出油等の発見者

(2) 通報先

広島海上保安部 082-253-3111(fax:082-253-0027)

又は

緊急通報用番号 118、船舶無線（呼び出し呼称：ひろしまほあん）

＊ この地域から 118 番をかけると、第六管区海上保安本部運用司令センターにかかります。通報した内容は、同センターから広島海上保安部に伝達されます。

＊ エリア内で船舶無線で「ひろしまほあん」を呼び出すと、第六管区海上保安本部運用司令センターが応答し、通報した内容は、同センターから広島海上保安部に伝達されます。

(3) 通報事項（法第38条第1～4項、規則第27条第1項、第30条の3～5、法第38条第6項）

- ① 事故発生《又は発見》の日時場所
- ② 排出した油等の種類、量及び広がり状況
- ③ 油等の排出時における気象海象
- ④ 海洋汚染防止のために講じた、又は講じようとする措置
- ⑤ 流出した船舶又は陸上保管施設の名称等
船舶の場合：船名、用途、総トン数、船籍港、船舶所有者及び同連絡先、積載されていた油等の種類及び量
施設の場合：名称、所在地、設置者及び同連絡先
- ⑥ 排出油等防除資機材の種類及び数量
- ⑦ 損壊の程度及び箇所
- ⑧ 排出された物質を積載又は管理していた容器の種類、数量及び状態（X類等と同程度に有害であるとして告示された物質 1 kg 以上の排出の場合に限る。）
- ⑨ 負傷者の有無、状況及び負傷者に対する措置事項
- ⑩ その他必要事項
：推定残存量及び保管状況
：排出現場及びその付近のガス濃度
：船舶交通の状況
：火災発生の有無又はそのおそれ
：荷受人又は荷送人の名称及び連絡先（港内及びその付近で発生した場合に限る。）
＊ 判明していない事項及び情勢の変化は、判明次第、通報する。
＊ 通報者及びその関係者は、広島海上保安部から追加情報の要請があった場合、可能な限りこれに応じる。

(4) その他の情報の提供（法第38条第6項）

- 提供者：排出された油等の荷主、油等を排出した船舶の所有者、保管施設の管理者又はその設置者
- 提供先：広島海上保安部（電話 082-253-3111, fax082-253-0027）
- 提供資料：排出油等の製品安全データシート、保管施設配置図及び同タンクコンディション、船舶一般配置図及び同タンクコンディション、損害保険、並びに移送設備の能力及び使用の可否、その他必要な資料

(5) 留意事項

通報者（受報者）は、通報時刻、内容及び受報者（通報者）を記録する。

2 地区協議会会員への情報伝達

関係者に対する情報伝達については、一斉FAX又は「資料1：連絡系統図」により行う。

3 応急措置の実施

(1) 義務者（法第39条第1項各号）

- 排出された油等が積載されていた船舶の船長
- 排出された油等が管理されていた施設の管理者
- 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にいるときは当該船舶の船長）

(2) 応急措置事項（法第39条第1項、同規則第31条各号）

有効かつ適切な措置であって事故現場で可能な次の措置

- オイルフェンスの展張その他の排出油等の広がり防止のための措置
- 損傷箇所の修理その他引き続く油又は有害液体物質の排出の防止のための措置
- 排出油等が積載されていた船舶の他の貨物艙その他の貯槽又は排出油等が管理されていた施設の他の貯槽への残油等の移し替え
- 排出油等の回収
- 油処理剤その他の薬剤の散布による排出油等の処理

4 応急措置のみでは確実に排出油等の防除が出来ないと認められる場合の防除活動

(1) 義務者（法第39条第2項各号）

- 排出された油等が積載されていた船舶の所有者
- 排出された油等が管理されていた施設の管理者
- 当該船員及び当該施設の従業員以外の者で原因行為をした者（その者が船舶内にいるときは当該船舶の所有者）

(2) 措置事項（法第39条第2項、規則第32条第1項第2項）

次の措置のうち、有効かつ適切なもの

- 応急措置の各措置（3(2)参照）
- 残存する排出油等の他の貯槽への移替え
- 排出油等（特定油を除く。）の蒸発の促進又は抑制
- 排出油等（特定油を除く。）の分解の促進
- 排出油等による汚染状況の把握その他排出油等の防除のため必要な措置
- 海上火災の発生防止措置

(3) 的確な防除活動の推進のためのその他の措置

原因者においては、前記(2)のほか、排出事故発生後又は排出のおそれがある場合、次の措置を迅速に行う。

- 海上災害防止センター等の民間防除機関との防除契約の早期締結
- 必要に応じて、排出油等の処理及びその他必要な措置を策定するための専門家の迅速な確保

5 応急措置の義務者等に対する排出油等の防除活動の援助又は協力

(1) 対象とする事故態様（法第39条第4項）

港内又は港の付近にある船舶から行なわれた場合

(2) 対象者（法第39条第4項）

- 船積港で排出された場合→排出された油等の荷送人
 - * 荷送人：通常、売主（FOB契約での売買では買受人）
- 陸揚港で排出された場合→排出された油等の荷受人
 - * 荷受人：海上物品輸送契約において運送品の引渡しを受ける者として指定された者。一般的には買い付け業者であるが、最終的買主、すなわち陸揚港において船荷証券と引換えに油又は有害液体物質を引き取る者
- 船舶の係留中に排出された場合→係留施設の管理者

(3) 措置事項

3(2)、4(2)の作業の援助又は協力

6 関係行政機関及び関係地方公共団体による防除活動等

各機関団体は、所管する固有の業務又は第六管区海上保安本部長若しくは広島海上保安部長からの要請により、排出油等の防除活動及び二次災害の防止対策を講じるものとする。

7 総合調整本部

(1) 設置基準

- ① 会長が、原因者、援助者、原因から要請を受けた会員、関係行政機関、関係地方公共団体及び民間防除機関等の多数の者により防除活動を行う場合において、効率的かつ確な防除活動を確保する必要があると認めるとき
- ② 会長が、防除活動に専門的技術を要すると認めるとき
- ③ 会長が、地域住民又は地域経済活動主体への被害が懸念されると認めるとき

(2) 廃止基準

- ① 上記(1)の要件が消滅したとき
- ② 広島湾排出油等防除協議会連合会が総合調整本部を設置したとき

(3) 情報の共有及び防除活動状況の周知

会長は、事故の対応状況について、連絡系統図に従い、適宜防除活動の状況その他必要事項を周知する。

(4) 協議事項

- ① 排出油等の防除手法及び会員の役割分担
- ② ゾーニングの必要性、範囲並びに実行を期すための措置及び会員の役割
- ③ 避難の必要性、範囲その他実効を期すための関係機関の役割・措置
- ④ 処理剤の使用調整・使用方法の周知
- ⑤ 回収物の廃棄処理
- ⑥ 自衛のために必要な措置・連携
- ⑦ その他防除活動の推進に必要な事項

(5) 技術専門委員会

会長は、的確な排出油等の防除及び二次災害の防止対策を措置するため、技術専門委員会を開催し、上記(4)の事項について必要な措置を検討する。

(6) 防除活動に協力する会員の報告すべき事項

防除活動を実施する会員は、安全かつ効率的な防除活動を推進するため、次の事項を会長に報告する。

- ① 出動する人員、資機材の種類及び数量並びに船舶の種類、船名及び総トン数
- ② 現場責任者及び提供施設責任者の職名、氏名及び連絡方法
- ③ 出動時刻及び現場到着予定時刻
- ④ 予定の作業内容
- ⑤ その他必要な事項

第2編 事前対策

1 連絡体制の維持

会員は、連絡担当者・電話番号・FAX番号に変更を生じた場合、速やかに事務局に報告する。

2 取扱い物質の性状の把握

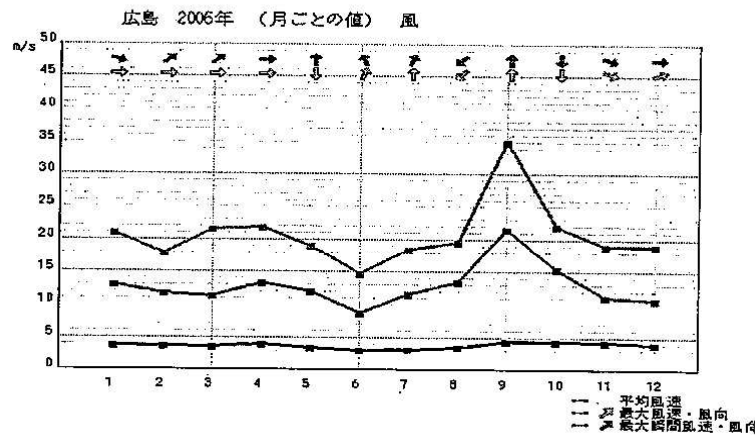
製品安全データシートの活用又は <http://www.nihs.go.jp/ICSC/> 参照

3 広島港及びその周辺海域の特性の把握

(1) 気象海象

- 風及び潮流は、排出油等の漂流拡散に強く影響を及ぼす主因である。
- 広島市及びその周辺の風向は、下表のとおりである。防除活動中は、毎日、気象情報（降雨、風向風力、気温湿度、警報注意報）に留意する必要がある。

<http://www.jma.go.jp/jp/yoho/338.html>



「気象庁気象統計資料より <http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php>」

- 広島湾の潮流は、次のとおりである。
 - － 湾奥向けの流れ（低潮時から高潮時まで）
 - － 湾口向けの流れ（高潮時から低潮時まで）
 - － 潮止まり（高・低潮時頃）
 - － 流速は、狭水道及び瀬戸等を除き1ノット以下、干満の差が大きいと多少強い。
 - － 奈佐美瀬戸・大野瀬戸・宮島瀬戸における大潮期の流速は、大野瀬戸では1～1.5ノット、奈佐美瀬戸及び宮島瀬戸では約1ノットに達する。
 - － 広島湾の上げ潮流は一般に北東向けの流れ約0.3ノット、下げ潮流は南西向けの流れ約0.3ノット。峠島南端及び観音崎付近での上げ潮流は南南東の向けの流れ約0.3ノット、下げ潮流は北北西向けの流れ約0.5ノットである。

* 広島湾の潮汐海水温：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/index.html>

* 瀬戸内海の潮流：<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TIDE/currpred/index.html>

(2) 船舶交通

- 広島港と島嶼部を結ぶ定期旅客便は1日約170便
- 小型底引き網等の漁船が周年操業、深夜から朝5時かけて、水揚げのため漁場から草津港へ向かう。
- 外貿埠頭や出島等のコンテナバースを出入りする比較的大型の船舶は、1日平均約20隻、広島航路を通航する。
- かき養殖業のための小型船による筏曳航が周年行われ、広島港内において、年間約4,000運行（1日換算約11隻）に上る。
- プレジャーボートの在籍数は全国でも上位で、4月から10月までのシーズン中は、船釣り、マリンレジャーが盛ん。18箇所のマリーナ施設が存在する。

(3) タンカー係留施設（油濁防止又は有害液体汚染防止緊急措置手引書備置き義務施設）

- 総トン数150トン以上のタンカーが係留する施設は合計13施設である。
 - そのうち、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域に指定されている鹿川ターミナル(株)(広島県江田島市能美町)に4施設がある。
- (4) 油・有害液体物質の保管施設
- 広島地区沿岸部には、容量500kl以上の油等保管施設(油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急手引書備置き義務施設)11事業所・124基がある。
 - そのうち、1事業所・13基が特別防災区域の能美地区にある。
- (5) 漁場
- 海域全てが漁場である。
 - かき養殖業等のためのかき筏は、約8,000台。かきは、10月から年末にかけて収穫し年末ピークを迎える。養殖かきは、6月から9月の産卵期後、成長を抑制するため沿岸の抑制棚に移動させる。抑制期を終えた採苗連は、夏場は海中深く吊され、水温が下がる秋にはプランクトンの多い水面付近で育成する。
 - その他、底引き網、船曳き網による海底・海中で水産物を採捕するもの、あわびなど沿岸部の定着性水産動植物を採捕する漁業が周年営まれている。
 - 当海域には、13の漁港が存在する。
- (6) 景勝地・海水浴場等
- 海域の大部分が瀬戸内海国立公園に指定
 - 世界遺産である日本三景・安芸の宮島が存在
 - 海水浴場が点在
- #### 4 各機関の役割
- (1) 広島海上保安部
- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 海上における人命の救助
 - ③ 防除措置義務者等への防除措置実施の指導
 - ④ 海上における火気使用の制限、立入制限及び航行制限の危険防止措置
 - ⑤ 海上災害防止センターへの指示
 - ⑥ 排出油等の防除作業
- (2) 中国地方整備局広島港湾・空港整備事務所
- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除作業
 - ③ その他応急対策
- (3) 広島県
- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 自衛隊に対する災害派遣要請
 - ④ 回収油等の処理
 - ⑤ その他の応急対策
- (4) 広島県警察本部及び警察署
- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 避難誘導・広報
 - ③ 警戒区域及び周辺区域の交通対策
 - ④ その他応急対策
- (5) 広島市、江田島市、廿日市市、海田町及び坂町
- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置
 - ④ 回収油等の処理
 - ⑤ 避難情報の発令
 - ⑥ その他応急対策
- (6) 広島市消防局、市消防本部及び消防署

- ① 情報の収集及び連絡
 - ② 排出油等の防除及び漂着油等の除去作業
 - ③ 回収油等の処理
 - ④ その他の応急対策
- (7) 広島県漁業協同組合連合会
- ① 各組合に対する情報伝達
 - ② 自衛及び原因者等からの要請による排出油等の防除作業
 - ③ 漁業用施設の撤去等被害回避措置
 - ④ その他応急対策
- (8) 企業等（原因者を除く。）
- ① 情報の収集及び関係機関への伝達
 - ② 自衛、原因者等からの要請による、又は援助者若しくは協力者としての排出油等の防除作業、人員・資機材、船舶等の動員その他施設の提供
 - ③ その他の応急対策
- (9) 原因者等
- ① 最寄りの海上保安機関への通報
 - ② 応急措置
 - ③ 防除活動
 - ④ 海上災害防止センター等の民間防除機関との防除契約の早期締結
 - ⑤ 必要に応じて、排出油等の処理、その他必要な措置を策定するための専門家の迅速な確保

資料 7 海上流出油対策用資機材の保有状況

防除器材の整備・保有状況一覧表

令和 6 年 4 月 1 日現在

機 関 名	オイルフェ ンス (m)	油処理剤 (㍑)	油吸着材 (kg)	油ゲル化 剤 (kg)	ガス検知 器 (台)	防災作業 船 (隻)	消防能力保 有船 (隻)	化学消火剤(泡 k l、粉末kg)
広島海上保安部	200	3366	387		1	1	3	
中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所		288	328			1	1	
広島県広島港湾振興事務所	420	216	992.5					
広島県西部建設事務所	240	378	409.5					
広島県西部建設事務所 廿日市支所	540		510					
広島市消防局	300	360	63				1	
江田島市	110		28					
坂町	20		145					
廿日市市消防本部	80		340			1		
江田島市消防本部		153	54					
海田町	40		29.2					
一般社団法人 広島県清港会			25			1		
出光興産(株)広島月見油槽所	300	630	151			1		
東西オイルターミナル(株) 広島油槽所	300	1044	389			1		
出光興産(株)広島小屋浦油槽 所	420	738	204			1		泡 5.6kl 粉末 381kg
総合エナジー(株)坂油槽所	300	576	260			1		
鹿川ターミナル(株)	3580	4716	2060			2		
広島ガス(株)廿日市工場	500							
マツダ(株)		558	657			1		
三菱重工業(株) 広島製作所		794	1151.1					
(株)新来島字品どっく	90	100	50					
日興産業(株)	200	180	184					
広島・呉地区曳船協議会								
内海曳船(株)広島事業所		180					2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
(株)シーゲートコーポレーシ ョン		1350	454				2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
三洋海事(株)広島事務所		1000	50				1	泡 6.41kl 粉末 2000 kg
江田島海運(株)		90					2	泡 10.8kl 粉末 4000 kg
日本海事興業(株)徳山営業所							1	泡 5.4kl 粉末 2000 kg
日本栄船(株)広島支店		2180					3	泡 21.6kl 粉末 6000 kg
内外輸送(株)広島支店	300	630	102		2			粉末 785 kg
中国醸造株式会社			6					
(株)大野石油店	250	540	11480					
ソーダニッカ(株) 広島・大野ケミカルセンター			85					粉末 6 kg
合 計	8190	20067	20594.3	0	3	11	16	泡 60.611kl 粉末 19172 kg